

歯科 施設基準のご案内

当院は、厚生労働大臣の定める以下の施設基準の適合病院として当該施設基準に係る医療を提供しております。

▼クラウン・ブリッジ(補綴物)維持管理料▼
(補管) 第63号 平成8年4月1日

装着した冠やブリッジについて維持管理を行っています。
異常があればそのままにせずお早めにお知らせ下さい。

京都博愛会病院 院長